

## 反問権（反論権）

- ・ 反問権及び反論権に関する法的根拠規定はない。
- ・ 議会基本条例等に規定している事例（例：松阪市議会の場合）

松阪市議会基本条例（抜粋）

（反問権及び反論権）

第10条 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して論点を明確にするため反問することができる。

2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員又は委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して反論することができる。

松阪市議会反問権及び反論権に関する要綱（別紙要綱（資料3）参照）

## 政令市における反問権の実施状況

市名	反問権を認めているか否か	内容（反論が可能か又は趣旨確認か等）	議会基本条例の反問権に関連する規定
札幌市	認めている	趣旨確認のみ可能	（本会議及び委員会の運営） 第10条 3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、議員の質疑等の趣旨を確認するための発言をすることができる。
仙台市	否		
さいたま市	否		（質疑及び質問等） 第11条 7 本会議又は委員会に出席した市長等は、議員又は委員による質疑又は質問に対する答弁に必要な範囲内で、議長又は委員長の許可を得て、当該質疑又は質問を行った議員又は委員に対してその趣旨を確認するための発言をすることができる。
千葉市	先例 【質疑】 答弁者は質疑を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。 【一般質問】 答弁者は一般質問を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。 （平成22年9月17日幹事長会議）	趣旨確認のみ	
川崎市	否	趣旨確認は認めている	（会議における質疑応答等） 第11条 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。
横浜市	否		議会基本条例での規定なし
相模原市	否		（質疑等） 第20条 3 市長等は、会議において、議長又は委員長の許可を得て、論点を明確にするため、議員の質疑及び質問の趣旨を尋ねることができるものとします。
新潟市	認めている	趣旨確認のみ	（会議等における質疑応答等） 第18条 3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができます。
静岡市	認めている	趣旨確認のみ	（質問又は質疑等） 第14条 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができます。
浜松市	否		議会基本条例での規定なし
名古屋市	反問権そのものは認めていないが、議会基本条例に趣旨を確認するため発言することができる旨規定している。		（質疑応答の基本原則） 第12条 3 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。
京都市	市会改革推進委員会での検討の結果、「反問権や質問趣旨確認権という権利の付与ではなく、現状においても委員会では質問趣旨を確認することが可能であるので、積極的に質問趣旨の確認をしても差し支えない旨を執行機関側にも周知する」となった。		（会議等における質疑又は質問） 第21条 2 市長等（補助職員を含む。）は、会議等における質疑又は質問の論点を明確にするため、議員に対し、当該質疑又は質問の趣旨を確認することができる。
大阪市	否		
堺市	認めている	趣旨確認のみ	（市長等の趣旨確認のための発言） 第27条 市長その他の答弁者は、議員の質疑又は質問に対する答弁を的確に行うことができるよう、議長又は委員長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。
神戸市	認めている	趣旨確認のみ	（会議等における質疑応答） 第14条 2 市長等は、議長又は委員長の許可を得て、答弁に必要な範囲内で、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。
岡山市	認めている	趣旨確認のみ	（質疑応答の基本原則） 第17条 3 答弁を行う者は、論点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て、反問することができる。
広島市	認めている	趣旨確認のみ	（確認の機会の付与） 第13条 議長並びに常任委員会、議会運営委員会及び別委員会（以下これらを「委員会」という。）の委員長は、会議及び委員会における審議又は調査等の充実を図るため、会議及び委員会の論点等を明確にする必要があると認めるときは、市長等又はその職員に対し、議員及び委員の発言の趣旨について確認の機会を付与することができる。
北九州市	認めている	趣旨確認のみ	（会議等における質疑応答） 第11条 3 市長その他の執行機関は、論点を明確にするために、議長又は委員長の許可を得て、会議等における議員の質疑又は質問の趣旨を確認するため発言をすることができる。
福岡市	否（市長等が、答弁に必要な範囲内で、議員の質問の趣旨を確認するための発言をすることを認める）		
熊本市	否		